2014.1
vol.79

税のたより

かけはし

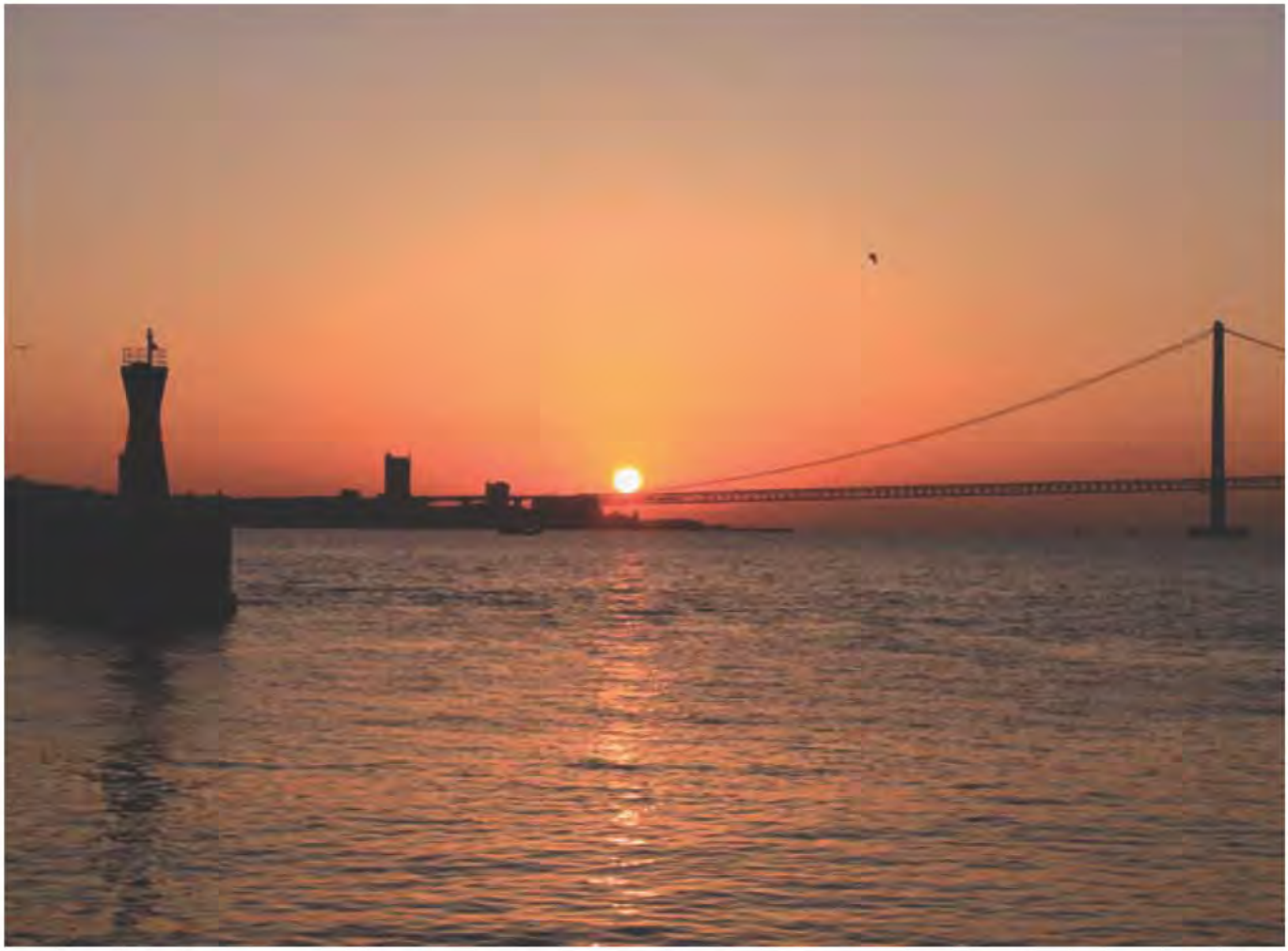

明石港にて（撮影者　株式会社三洋商事　佐藤　博之 氏）

税務トップ対談 …… 2・3
納税表彰式 …… 4
私の趣味『鉄道に乗るのが大好き「乗り鉄」②』…… 5
　藤原建材店　藤原　伸介
税務署からのお知らせ …… 6・7
県税だより …… 8
税金コラム …… 8
　税理士法人いちはら会計　市原　幸恵
市税だより …… 9
ふるさと風景み～つけた …… 9
　「池本醤油合名会社」
「税についての作文」受賞者 …… 10
中学生の「税についての作文」…… 11
　明石市立高丘中学校　小尾　琴美
協会事業のお知らせ…… 12

「税のたより　かけはし」では、表紙を飾る作品（写真・絵画）を募集しています。なお、応募方法については、
明石納税協会ホームページ（http://www.nk-net.co.jp/akasi/）に掲載しています。皆様からのご応募をお待ちしています。

公益社団法人 明石納税協会　明石納税貯蓄組合連合会
〒673-0025　明石市田町1丁目12番28号　TEL（078）923-1500　FAX（078）923-1606

～連携強化で公益性の高い事業活動を推進～

税務トップ対談

会員増強で新たな活力を

ＩＣＴの一層の普及・定着へ

公益社団法人 明石納税協会
会長 **平 岡 勝 功**

明石税務署
署長 **足 立 武 男**

足立署長　この度の国税庁長官表彰の受彰おめでとうございます。

平岡会長　ありがとうございます。先日の明石納税協会と明石納税貯蓄組合連合会との共催の納税表彰式も滞りなく終了し、ありがとうございました。

足立署長　こちらこそありがとうございました。今年は、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」が施行されて60周年の節目に当たることから、より盛大な式典となりました。改めてお礼申し上げます。

また、表彰式後の納税協会主催のきき酒会に参加させていただきましたが、思った以上に当たってびっくりしました。

平岡会長　明石納税協会では、酒類製造業と酒類小売業の会員で酒類部会を結成しておりまして、部会の役員さんや会員さんが中心となって、きき酒会を開催してくれています。

明石市では、９月に「明石市の伝統産業である清酒による乾杯の普及の促進に関する条例」が可決し、11月１日から施行されていますので、明石での会合の際の乾杯は清酒、もちろん明石の地酒でお願いします。

ところで、署長は着任されて４ヶ月余り経ちましたが、明石の印象はどうですか。

足立署長　私は、兵庫県で生まれ育ちましたので、よく明石にも来ていました。明石税務署は初めての勤務ですが、全く違和感なく溶け込んでいます。

納税協会の役員の皆様には非常にご協力いただきまして、ありがとうございます。

また、協会の各部会の活動も活発に行われていると感じています。

平岡会長　10月に消費税率の引き上げが決まりましたが、どのような改正なのでしょうか。

足立署長　消費税率の引き上げのほか、消費税収入の使い道が、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付、それと少子化に対処するための施策に要する経費のいわゆる社会保障４経費と明確化されたことが、大きな改正です。

国税庁のＨＰに改正の特集ページが設けられているほか、税務署に「改正消費税相談コーナー」を設けて、消費税の改正に関する相談を受ける体制を執っています。

平岡会長　さて、年末年始にさしかかりまして、年末調整や確定申告など、税務署も、また協会の会員も忙しい時期がきますが、何か変更点などはありますか。

足立署長　平成25年分の確定申告は、例年とほとんど変更はありません。明石商工会議所の会議室をお借りして、所得税、消費税及び贈与税の申告指導をさせていただく予定です。この明石商工会議所の署外会場も６年目になり、かなり定着してきたと感じています。例年のことですが、申告期限間近になりますと会場もかなり混雑しますので、早めに手続きを済まされますようお願いしたいと思います。

平岡会長　１月に入りますと、国税庁ＨＰに「平成25年分確定申告書等作成コーナー」が掲載されますので、それを利用していただくと、簡単に申告書を作成することができます。完成した申告書等を郵送していただくことで、混雑している会場に足を運んでいただかなくても申告手続きが終了しますので、納税者の皆様には、是非ともチャレンジしていただきたいと思っております。

また、「確定申告書等作成コーナー」では、税務署が推進しておりますe-Taxによる電子申告も利用が可能ですので、是非ご利用いただきますようお願いします。

平岡会長　納税協会においても、３月の確定申告の時期に、e-Tax申告やダイレクト納付の広報や指導に、更なる協力体制をとりたいと思っています。

足立署長　納税協会は、税知識の普及、適正な申告納税の推進及び納税道義の高揚に尽力しておられることから、納税者の皆様のみならず、私どもにとりましても大変心強い存在となっております。

税務署としましても、研修会等への講師派遣など、できる限りご協力させていただきたいと考えております。

平岡会長　我々納税協会は、公益社団法人として地域に密着した公益性の高い事業活動と、組織強化のための会員増強に努めていますが、我々の役員だけではなく、会員の皆様や税務署の、ご協力・ご支援は欠かせません。今後ともご協力・ご支援をよろしくお願いします。

足立署長・平岡会長　ありがとうございました。

頑張る方、チャレンジする方を応援します
元気いっぱい！ 人、街、企業
明石商工会議所
明石市大明石町1丁目2-1　TEL.078-911-1331
URL:www.akashi-cci.or.jp/

◎すし・日本料理
明石 菊水 桜町本店
〒673-0885　明石市桜町12－22
☎ 078－911－3355 (代)
代表取締役　楠　大司

グリーンヒルホテル 明石
JR山電明石駅より徒歩3分
明石公園前/明石商工会議所西隣り
〒673-0891 明石市大明石町2-1-1
Tel 078-912-0111
URL http://www.gh-hotel.co.jp/
グリーンヒルホテル 神戸
〒650-0001 神戸市中央区加納町2-8-3
Tel 078-222-0909
グリーンヒルホテル アーバン
〒650-0001 神戸市中央区加納町2-5-16
Tel 078-222-1221

納税協会の経営者大型総合保障制度
広げよう 納税協会の輪
経営者大型総合保障制度のご加入企業の拡大に向けて
広げよう 納税協会の輪 運動実施中！
DAIDO 大同生命
神戸支社 明石営業所/明石市樽屋町8−34
TEL 078−911−2357
AIU AIU保険会社
神戸支店/兵庫県神戸市中央区東川崎町1−3−3
(神戸ハーバーランドセンタービル16F) TEL 078−360−2401

江井ヶ嶋酒造株式会社
神鷹 清酒 かみたか
明石市大久保町西島919

変わらない笑顔に、語らいに——
心は遠くあの頃にかえって…
同窓会プラン
お一人様(税・サ込) ¥6,000より
HOTEL CASTLE PLAZA
ホテル キャッスルプラザ
〒673-0016 明石市松の内2丁目2番地　TEL 大代表 078-927-1111

納　税　表　彰　式

明石税務署、公益社団法人明石納税協会、明石納税貯蓄組合連合会の共催による納税表彰式が、11月13日（水）に多数のご来賓をお迎えして挙行されました。

表彰されました方々は、多年にわたり、適正申告と期限内納税に努められた方や、納税協会、納税貯蓄組合の事業運営に尽力された方です。

また、表彰式では、本年度の「中学生の税についての作文」募集で、多数の応募者の中から大阪国税局長賞を受賞されました、明石市立高丘中学校３年生の小尾琴美さんに作文の朗読をしていただきました。

表彰を受けられたのは、次の方々です。（敬称略）

◎国税庁長官表彰（平成25年10月23日受賞）
平　岡　勝　功　公益社団法人明石納税協会　会長

◎大阪国税局長表彰（平成25年10月28日受賞）
山　上　健　二　公益社団法人明石納税協会　常任理事

◎明石税務署長表彰
柏　木　　弘　公益社団法人明石納税協会　理事
楠　　大　司　公益社団法人明石納税協会　理事
日　置　尚　文　公益社団法人明石納税協会　理事
吉　見　淳　二　公益社団法人明石納税協会　理事

◎公益社団法人明石納税協会長表彰
川　西　能　久　公益社団法人明石納税協会　副会長
神　田　章　宏　公益社団法人明石納税協会　前青年部会長
中　村　万寿夫　明石納税貯蓄組合連合会　代議員
枡　本　佳　子　公益社団法人明石納税協会　理事

◎明石納税貯蓄組合連合会長表彰
草　譯　美津子　明石納税貯蓄組合連合会　理事

◎酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行60周年記念
・国税庁長官感謝状（平成25年10月23日受贈）
米　澤　仁　雄　日本蒸留酒酒造組合　元理事
・明石税務署長感謝状
立　花　正　之　明石小売酒販組合　前理事
西　海　太兵衛　明石酒造組合　前監事
平　石　幹　郎　明石酒造組合　理事長

◎近畿納税貯蓄組合総連合会長感謝状（平成25年11月13日受贈）
宇佐見　多美子　明石納税貯蓄組合連合会　副会長

きき酒会

納税協会恒例のきき酒会が、11月13日（水）にグリーンヒルホテル明石で開催されました。

今回、改めてビールが加わり、日本酒・ワイン・ビールの３部門に分かれて、日本酒は、明石の蔵元４社の大吟醸、ワインは明石・神戸市西区の地ワイン４銘柄、ビールは地ビールの製法をそれぞれきき当てていただきました。

みなさん、当てるのにかなり苦労され、なかには「初めてお酒を真剣に飲んだ」とおっしゃる方もいらっしゃいました。

きき酒に合わせてありました税金クイズに、みなさんも挑戦してみて下さい。

第１問　今年のきき酒会には地ビールが登場。ところで、缶ビール（350ml）の酒税は何円？
　A 88円　　B 77円　　C 66円

第２問　燗をしたお酒には、「人肌燗」、「上燗」、「熱燗」など、その温度によっていろいろな呼び名があります。さて「熱燗」は約何度の燗？
　A 約40度　　B 約45度　　C 約50度

第３問　明石といえば「タコ」。次の３種類の「タコ」のうち、明石で水揚げされていないのはどれ？
　A マダコ　　B ミズダコ　　C テナガダコ

第４問　平成25年８月１日から、ｅ－Ｔａｘ受付時間が拡大されましたが、確定申告時期以外の月曜日～金曜日の受付時間は次のうちどれ？
　A ８時30分～21時　　B ８時30分～22時　　C ８時30分～24時

（正解は12ページに記載しています）

私の趣味

鉄道に乗るのが大好き「乗り鉄」②

藤原建材店
藤原伸介（ふじわらしんすけ）

結婚した日に運行した「寿ふじわら」号

1996年９月８日、私は直子と結婚しました。挙式、披露宴のあと、ちょっと変わった場所で、二次会を開催したんです。その会場とは、JRの貸切列車の車内。リゾート地に向かう臨時列車によく使われていた気動車の２両編成で、「寿ふじわら号」のヘッドマーク付き。神戸駅を発車した列車は、退避線に入って新快速電車に抜かれながら、京都へ。さらに、たくさん線路を横断して奈良線に入り、奈良まで運行しました（快速電車に乗り換えて、天王寺で解散）。車内では、お祝いの言葉をいただいたり、クイズをしながらのパーティー。この日初対面の方を含め、満席の参加者の皆さんに、祝っていただきました。

いかめしで有名な森駅でJR北海道完乗

結婚後、夫婦で旅に出るようになりました。もちろん、主な移動手段は鉄道でしたが、あくまでも自然体。特に鉄道趣味でもない直子が一緒ですから、温泉なりグルメなりを、鉄道を使って巡っていました。古い車両に出会って感激する私を見て、「どこがええんかわからへん」とよく言われましたが、最新の新幹線車両や楽しい観光列車には興味を持ち、「プチ鉄子」になってきつつありました。

2006年ごろだったと思います。ある鉄道趣味雑誌の付録に「JR乗りつぶし地図」が付いていました。JRの路線図の乗った区間を、赤鉛筆で塗っていくものです。直子が乗車した区間を試しに塗ってみると、見た目は７～８割が赤くなったでしょうか。未乗区間の多くは、盲腸線の先っぽとか、１日３本しか走らないような閑散線区。達成率は、５割程度でしょう。それでもその後は、乗りつぶし地図を塗るのが楽しみになったようで、「次の旅行、どこか塗れるのん」って言うように。「乗ること」が目的で、夫婦で何もない終着駅に行くようになりました。津波で大きな被害を受けた石巻線石巻～女川間は、震災前年の2010年５月に乗車しています。東日本大震災発生後、電力と燃料の不足により運休の発生したJR東日本でしたが、2011年４月に烏山線（栃木）、小海線佐久平～小諸間（長野）に乗車、さらに８月には春に開業したばかりの九州新幹線に乗車し、直子のJR未乗区間は１区間を残すのみとなりました。

東羽衣駅で、直子はJR全線完乗達成

2011年11月20日、阪和線の支線、通称羽衣線（鳳～東羽衣間）に乗車、多くの仲間に祝っていただく中、JR全線の完乗を達成しました。男性の達成者は珍しくありませんが、女性、あるいは夫婦そろっての達成は珍しかったこともあり、複数の新聞やラジオで取り上げていただきました。

鉄道各社では、楽しい観光列車をたくさん運行するようになり、鉄道ファンでなくとも、鉄道の魅力を感じていただきやすくなりました。お勧めしたい鉄道はあまたありますが、まずは快適な九州新幹線直通の「さくら」「みずほ」に乗っていただき、熊本から「あそぼ～い！」「ＳＬ人吉号」「Ａ列車でゆこう」、鹿児島中央から「指宿のたまて箱」「はやとの風」なんて、いかがでしょうか。

トワイライトエクスプレスにも乗車

JR九州豊肥線（熊本）を走る「あそぼ～い！」号

明石税務署からのお知らせ

平成25年分 **確定申告**

さぁ! おうちで作成!!
印刷して郵送で提出!!

住基カードも必要なし! 税額も自動計算!

平成25年分の所得税·個人消費税·贈与税の確定申告会場は、
明石商工会議所（7階 大ホール）です!

開設期間 平成26年2月4日（火）～3月17日（月）
※土·日·祝日は、通常、開設しておりませんが、2月23日と3月2日の日曜日に限り開設します。

上記の期間中、明石税務署内には確定申告会場は設けておりません

開設時間 9:00～17:00

○申告会場は、大変混雑しますので、長時間お待ちいただく場合があります。
また、混雑の状況によっては、開設時間にかかわらず早めに受付を終了させていただく場合があるため、ご入場いただけない場合があります。あらかじめご了承ください。

相談内容 所得税・個人消費税・贈与税・土地・建物・株式等を売却された所得
○申告書作成のアドバイスを行います。
○納税手続·納税証明書発行は行いませんのでご注意ください。

お 願 い 会場には、駐車（輪）場がありませんので、公共の交通機関をご利用ください。

明石商工会議所以外の申告会場（土・日・祝日は開設していません。）

西神中央プレンティ

★還付申告相談センター
2月4日（火）～2月14日（金） 10:00～16:00

★確定申告会場
2月17日（月）～2月21日（金） 10:00～16:00
1番館 4F プレンティホール
神戸市営地下鉄「西神中央駅」下車、東へ徒歩2分

明石市立産業交流センター

★確定申告会場
2月25日（火）·26日（水） 9:30～16:00
1階 展示場
JR「大久保駅」下車、南西へ徒歩3分

◆ 土地·建物·株式等を売却された所得や贈与税に関するアドバイスは行っていません。
◆ 混雑の状況により、長時間お待ちいただく場合やご入場いただけない場合があります。あらかじめご了承ください。

消費税法改正のお知らせ（社会保障と税の一体改革関係）

平成24年８月に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税法の一部が改正されました。
主な改正内容は次のとおりです。

1　消費税収入の使途が明確化されました。
2　消費税率を引き上げることとされました。
3　特定新規設立法人に係る事業者免税点制度の不適用制度が創設されました。
4　任意の中間申告制度が創設されました。
5　税率引上げに伴う経過措置が設けられました。
※　経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、消費税率引上げの前に、経済状況等を総合的に勘案した上で、消費税率の引上げの停止を含め所要の措置を講ずることとされています。

平成25年６月に成立した「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」により、総額表示義務の特例が設けられました。特例の内容は次のとおりです。

事業者は、自己の供給する商品又は役務の価格を表示する場合において、平成25年10月１日から平成29年３月31日までの間、消費税の円滑かつ適正な転嫁のため必要があるときは、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」（誤認防止措置）を講じている場合に限り、税込価格を表示（総額表示）しなくてもよいこととされました。
なお、消費者の方々にも配慮する観点から、この特例の適用を受ける事業者は、できるだけ速やかに「税込価格」を表示するよう努めることとされています。

詳しくは、国税庁ホームページの特集ページや税務署に備付けのリーフレットをご確認願います。
○「消費税法改正のお知らせ（社会保障と税の一体改革関係）」の特集ページの掲載場所及びＵＲＬは、以下のとおりです。
掲載場所：国税庁ホームページ
ホーム ⇒（トピックス欄）「消費税法改正のお知らせ（社会保障と税の一体改革関係）」
ＵＲＬ：http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/kaisei/201304.htm

快適な暮らしをお届けする
電気設備、防犯防災設備、通信設備
新興電機工業株式会社
明石市西新町3丁目11の12　TEL（078）923－5858
FAX（078）923－8887
E-mail：shnko58@mb1.kisweb.ne.jp

会合や会議等の弁当・寿司宅配いたします
中央食彩
お気軽にお電話下さいませ
ステーションプラザ明石店　TEL.078-912-1515
モ ル テ ィ 垂水店　TEL.078-704-4141
0120-84-1515

■ 納税会館休館のお知らせ ■
平成25年12月28日(土)～平成26年１月５日(日)まで事務局を休ませていただきます。

会員募集中
年会費は、個人：3,600円、法人：4,800円からです。お申し込み・お問い合わせは事務局まで。
※会員の皆様には、入会のお勧めをお願いします。

全県をあげて・・・税収確保へ徴収強化！！

●兵庫県では、毎年12月を「税収確保重点月間」と位置づけて、徴収強化を図っています。
●税金が未納となっている方に、差押や自動車のタイヤロック装着を告知する催告書を送付しています。
●悪質な滞納者に対しては、預貯金、給与、不動産等の差押に加え、自宅等の捜索、自動車へのタイヤロック、インターネット公売等を実施しています。
●税負担の公平性確保のため、「逃げ得」は許しません。

「タイヤロック」が装着されると、自動車は運行不能になります。「本税」「延滞金」「加算金」を全て納めていただくまで解除できません。

兵庫県における差押執行件数(平成24年度実績)
- 自動車（登録ファイルの差押を含む）　２６７台
- 預貯金　２，６９４口座

（お問合せ先）

西神戸県税事務所（管轄地域：神戸市西区）	収税課	☎(078) 737－2053	加古川県税事務所（管轄地域：明石市）	収税課	☎(079) 421－9275
	自動車税課	☎(078) 737－2033		自動車税課	☎(079) 421－9023

税金コラム

事故により子を亡くした親が受け取った死亡保険金は課税されるって本当？損害賠償金・慰謝料は？

税理士法人いちはら会計　税理士　市原　幸恵

Q　園児が事故（水死）死したのは、園の水難事故防止対策が不十分であったとして、その園を経営していた学校法人から被害者の親に損害賠償金・慰謝料等（2,000万円）が支払われました。また、親が保険料を負担していた死亡保険金（1,000万円）を受け取りました。税金はどうなるのでしょうか？

A１．ええー！日本では何でもかんでも所得なの？麻薬取引・横領などの不正な取引による利得でも？

そもそも、事例の損害賠償金のような一時偶発的な利得が所得になるのかという疑問があると思いますが、利得は原則的にはすべて所得とする考え方を我が国は採用しています。一応は所得となります。当然、設例の損害賠償金等も所得と考えられます。

A２．人的損害に対する損害賠償金・慰謝料等の非課税規定

ただし利得であっても、所得税法９条（非課税規定）で、身体（心身）の傷害等に基因して支払を受けた慰謝料・損害賠償金等は幅広く非課税となります。従って、事例の親が心身等に受けた損害に対する損害賠償金・慰謝料等（2,000万円）は非課税となります。

A３．死亡保険金は課税、傷害保険金は非課税？

問題は死亡保険金（1,000万円）です。結論から言うとこれは一時所得（課税所得は1/2に軽減されます）として課税されます。

非課税となる保険金等は「身体の傷害に基因して受けるもの」だけで「死亡」は課税になります。

この取扱いを不服として最高裁まで争った事例があります（最判平成２年７月17日）。

判決理由としては「受傷者の治療費に充てられる傷害保険金に課税するのは酷な結果となるから非課税、そうでない死亡保険金は課税」「保険料負担者・被保険者が同一の保険につき支払われる死亡保険金がみなし相続財産となることとの均衡」等のようです。多数意見はこの判決を支持しているようですが、納税者を支持する少数意見もあります。

勿論、文言通りに法を読めばそう書いてあるのですが、設例のような不慮の事故で子を失った親の場合、当事者に起こった結果としては「傷害」よりも「死亡」の方がはるかに重大なのに「傷害保険金」は非課税、「死亡保険金」は課税の扱いに納得がいかないのもわかる気がします。

個人市民税・県民税の税制改正についてのお知らせ

① 均等割額が引き上げられます

県や市が実施する防災事業に必要な財源を確保するために、平成26年度から平成35年度までの10年間、個人市民税・県民税の均等割額が1,000円（市民税500円、県民税500円）引き上げられます。

災害に強い地域づくりのために、みなさまのご理解とご協力をお願いします。

◎平成25年度の均等割

	平成25年度
個人市民税	3,000円
個人県民税（※）	1,800円
合　　計	4,800円

◎平成26年度から平成35年度の均等割

	平成26年度～35年度
個人市民税	3,500円
個人県民税（※）	2,300円
合　　計	5,800円

※個人県民税には、県民緑税（800円）が含まれます。

② 給与支払報告書・公的年金等支払報告書の電子データによる提出が義務化されます

平成26年１月１日以降に提出する給与支払報告書・公的年金等支払報告書について、基準年（前々年）の源泉徴収票の税務署への提出枚数が1,000枚以上であるものは、光ディスク等またはｅLTAX（エルタックス・地方税ポータルシステム）による提出が義務化されています。

詳しい提出方法等は、光ディスク等につきましては提出先の自治体へお問い合わせください。また、eLTAXにつきましてはeLTAXホームページ（http://www.eltax.jp/）をご覧ください。

（お問合せ先）　明石市役所　市民税課　市民税第１・２係　☎ ０７８－９１８－５０１３
神戸市西市税事務所　市民税担当　☎ ０７８－９２９－０００１

ふるさと風景みーつけた No.23

私たちの故郷風景にふさわしい所をシリーズでご紹介します。

神戸市西区櫨谷 百年以上続く醤油蔵

池本醤油合名会社

創業は明治十八年から続く老舗で、現在では神戸で唯一の醤油生産会社です。

現在は六代目の池本さんが、百年以上続く醤油蔵で伝統の醤油の味を守り続けています。

一軒一軒お客さんを訪ね、商品を届けるだけでなく対話を大切にしながら、信頼関係を築いてきました。生産者の顔が見える関係が、食の安心・安全につながると考え、地元で採れた小麦と大豆を使って「地産地消」にこだわった商品を作られています。

<DATA>
〒651-2233
兵庫県神戸市西区櫨谷町福谷691
電話 078-991-0001
ホームページ
http://www.kikumurasaki.co.jp/

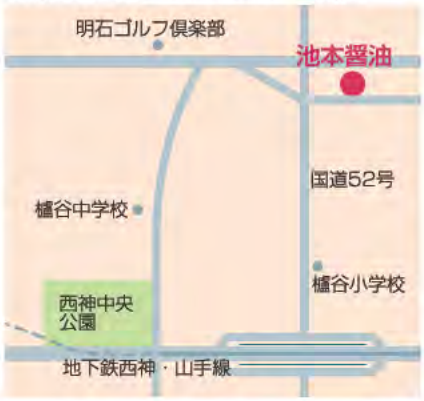

トピックス

中学生の「税についての作文」の受賞者

全国納税貯蓄組合連合会と国税庁が共催する中学生の「税についての作文」に明石市及び神戸市西区内の各中学校から3,125編の作文が寄せられ、以下の方々が受賞されました。

表彰区分	学校名	氏名	題名
大阪国税局長賞	明石市立高丘中学校	小尾琴美	「投資されている私」
近畿税理士会会長賞	神戸市立井吹台中学校	海野桃子	みんなが豊かに暮らせるように
近畿納税貯蓄組合総連合会会長賞	明石市立衣川中学校	山本宜慶	税金って…何だろう
	明石市立二見中学校	千葉遥香	「救助と税金」
兵庫県納税貯蓄組合総連合会会長賞	明石市立魚住中学校	吉川空璃	我が家にとっての税と社会保障
	神戸市立押部谷中学校	飯田勢伊	「助け合うための税金」
	神戸市立太山寺中学校	片岡陽	緑豊かな私の町
	神戸市立太山寺中学校	北川美乃里	誰のための納税？
	(学)瀧川学園 滝川第二中学校	鳥邊祐古	税と私たち
明石税務署長賞	明石市立魚住中学校	國塩侑加	私たちを支える税
	神戸市立井吹台中学校	中野夢子	税について思うこと
明石納税貯蓄組合連合会長賞	明石市立大久保中学校	小島璃月	安心して暮らせる社会
	明石市立衣川中学校	広岡真歩	税金に感謝すること。
	明石市立望海中学校	下村真実	「大切な税の役割」
	明石市立望海中学校	島田こころ	未来は晴天？曇天？
	神戸市立岩岡中学校	南美憂	人と社会のかけ橋
	神戸市立押部谷中学校	豊田愛美	税と私達の生活について
	神戸市立西神中学校	曲淵日乃	税が笑顔にしてくれる
	神戸市立太山寺中学校	竹内友里	税を知ることは未来を知ること
	神戸市立太山寺中学校	福島理佳	税でつながる人とのループ
	(学)瀧川学園 滝川第二中学校	玉村麻有	私は知りたい、税金の使い道
兵庫県神戸県民局長賞	神戸市立平野中学校	橘高彰良	障害者と税
兵庫県東播磨県民局長賞	明石市立大久保中学校	柴田優花	税金の大切さ
明石納税協会長賞	明石市立大蔵中学校	髙橋優奈	「緑」の税金
	神戸市立井吹台中学校	酒井蒼夏	私たちに身近な消費税
	神戸市立神出中学校	松浦絵里奈	税について考える
	神戸市立桜が丘中学校	久田桜	笑顔あふれる未来へ
	神戸市立玉津中学校	熊木芽生	税について考える
明石租税教育推進協議会長賞	明石市立魚住中学校	草野颯	僕たちの暮らしと税との関わり
	明石市立衣川中学校	小原七海	「増税の意味・大切さ」
	明石市立二見中学校	坂口なつめ	税金について
	明石市立二見中学校	中川華菜	税金について
	明石市立二見中学校	矢野廉	「税を考えてみる。」
	明石市立二見中学校	山田一浩	「税を納める人になる」
	明石市立二見中学校	山端莉奈	税金に感謝
神戸市西区租税教育推進協議会長賞	神戸市立押部谷中学校	川本萌里	「税金でつながろう」
	神戸市立押部谷中学校	戸田彪芽	「税金、ありがとう。」
	神戸市立押部谷中学校	山木琴音	消費税の増税について
	神戸市立神出中学校	世良田拓夢	僕たちが支える未来
	神戸市立西神中学校	山本航平	「税」について思うこと

注)学校名は応募時で掲載しております。

ご報告

明石納税貯蓄組合では、明石納税協会と共同で、多大なるご協力をいただいた中学校（応募数上位6校、応募率の上位2校）と、応募作品を通して感じられる、先生方の税知識の普及に対するご尽力に敬意を表し、感謝状及び記念品（置傘）を贈らせていただきました。

学校名	応募数	傘
明石市立魚住中学校	252	50本
明石市立大久保中学校	271	
明石市立二見中学校	301	
明石市立望海中学校	224	
神戸市立井吹台中学校	321	
神戸市立玉津中学校	204	
神戸市立櫨谷中学校	103	30本
(学)瀧川学園 滝川第二中学校	85	

記念品（置傘）

中学生の「税についての作文」より

大阪国税局長賞

「投資されている私」

明石市立高丘中学校
三年　小尾琴美（おびことみ）

私は今年の夏休みに「明石市立中学生選抜吹奏楽訪中団」の一員として、中国の無錫市を訪問する。初めは自分の吹奏楽の力を試してみたい、という軽い気持ちでオーディションを受けてみた。運良く合格し浮かれていたが、結団式での説明をきいてびっくりした。とても費用がかかるのだ。こんな大金、我が家にあるのだろうか。きっと両親に反対されて辞退しなければならない、と落ちこんでいた。しかし母は「児童手当のお金が貯めてあるから、それを使ったらいいやん。」とあっさり応じてくれた。とても嬉しかった。それで「児童手当」について調べてみた。

「児童手当」とは、平成二十二年度から中学生までの子どもを持つ保護者に対して支給されている手当のことだ。二十年度、二十一年度は「子ども手当」と呼ばれていた。それまでは三才未満しか支給されなかったのに、私が小学四年生の時から今も、毎月もらっているのだ。そういえば、子ども手当がもらえる、とニュースで大きく取り上げられていた時、学校でもみんなで「何か買ってもらえるね。」「ゲーム新しいやつがいい。」「うちは絶対親がくれないよ。」などと会話した記憶がある。我が家では、それをずっと貯金してくれていたようだ。海外へ行けるほどの大きなお金を日本全国の中学生までの子どもが受け取っているとなると、ものすごい金額になるはずだ。児童手当以外にも公立小中学校でかかる費用、また公立高校の授業料など、私たち子どもには多くのお金がかけられている。それらは税金と公債からまかなわれている。私たちが身近に感じる税は消費税しかないが、その他に所得税や住民税、相続税など大人になったら必ず納めなければならない税や、酒税、たばこ税、揮発油（ガソリン）税、自動車税など特別にかかる税などがあることを知った。また公債とは借金で、私たちに返済を任されているのだと知り、正直驚いている。借金をしてまでも、国や県や市が私たちの生活を支え、特に子どもに対して手厚くお金かけてくれるのは、私たちが将来それに見合った税を納める人＝納税者にならなければならないからではないだろうか。言いかえれば私たちは、社会全体から投資されている、ということだと思う。

自分の吹奏楽のために行くことを決めた訪中団の演奏旅行だが、結団式で市長さんがおっしゃった通り日中友好の役目を果たしてこようと思っているし、見聞を広めてこようとも思っている。そして何より、大切なお金を使わせてもらうのだから、この経験がこれからの私の人生にとって、プラスになるものにしたい。何年か後に社会に出たときに、またその時代の子どもたちが、私のような良い経験ができるように、納税できる人になりたいと思う。

新入会員ご紹介（平成25年８月～10月）

○個人会員

・上堀内信一	樽屋町	上堀内税理士事務所
・隅田　整志	大明石町	わかば鍼灸院
・田中　　隆	西明石南町	カットサロン Felice
・中玉利　寛	小久保	中玉利行政書士事務所
・山田　隆造	明南町	山田歯科医院

○法人会員

・株式会社にしけん　　大久保町松陰

★新入会員のご紹介は承諾して頂いた方のみ掲載させていただいております。
なお、当期間における加入総数は法人会員６社、個人会員11名です。

人と自然と空間を科学する
関西建設工業株式会社

明石銘菓司
大
明石市本町１丁目１２－１７

部会報告

総務部会

- 平成25年10月24日　合同役員会
  会　場　ホテルキャッスルプラザ
  出席者　85名

法人部会

- 平成25年10月22日　改正法人税法等の説明会
  講　師　明石税務署　担当官
  会　場　明石市民会館
  出席者　308名
- 平成25年10月29日　トップセミナー
  講　師　大阪国税局 調査第一部長 二宮　勝司 氏
  テーマ「税務行政の現状と課題」
  会　場　加古川プラザホテル
  出席者　85名
- 平成25年11月７日　決算説明会
  講　師　明石税務署　担当官
  会　場　明石納税協会
  出席者　19名

個人部会

- 平成25年９月９日～13日 パソコン教室
  会　場　明石納税協会
  出席者　計60名

- 平成25年10月１日～22日 簿記教室（６回）
  講　師　永井　紀子 氏（税理士）
  会　場　明石納税協会
  出席者　延べ307名（昼・夜各６回）
  昼コース　延べ116名　夜コース　延べ191名
- 平成25年10月18日　所得税　改正税法説明会
  講　師　明石税務署　担当官
  会　場　明石納税協会
  出席者　16名

資産部会

- 平成25年10月16日　資産税　改正税法説明会
  講　師　明石税務署　担当官
  会　場　明石納税協会
  出席者　16名

講演会・セミナー

- 平成25年８月20日　税法等研修会　第１回
  講　師　奥屋　憲一 税理士
  テーマ「非居住者の税」
  会　場　明石納税協会
  出席者　３名
- 平成25年９月２日　税法等研修会　第２回
  講　師　松岡　江利子 税理士
  テーマ「改正消費税」
  会　場　明石納税協会
  出席者　20名
- 平成25年９月25日　税法等研修会　第３回
  講　師　川淵　佳子 税理士
  テーマ「補助金・助成金」～これからの中小企業支援～
  会　場　明石納税協会
  出席者　15名
- 平成25年９月11日　消費税制研修会　第１回
  講　師　川淵　佳子 税理士
  会　場　明石商工会議所
  出席者　20名
- 平成25年９月13日　消費税制研修会　第２回
  講　師　松岡　江利子 税理士
  会　場　明石商工会議所
  出席者　38名
- 平成25年９月17日　消費税制研修会　第３回
  講　師　林田　治彦 税理士
  会　場　明石納税協会
  出席者　15名
- 平成25年９月19日　消費税制研修会　第４回
  講　師　因幡　賢 税理士
  会　場　明石納税協会
  出席者　29名
- 平成25年10月24日　講演会
  講　師　櫻井　よしこ 氏
  テーマ「この国の行方
  ～今、私たちが出来る
  ことは何か～」
  会　場　ホテルキャッスルプラザ
  出席者　445名

協会事業のお知らせ

≪いずれも事前に納税協会に参加申込をお願いします。≫

◉の事業は納税協会の会員以外の方もご出席できます。

◉源泉所得税年末調整個別相談

日時　平成26年１月14日㈫・15日㈬
　　午前９時30分～12時・午後１時～３時30分
会場　明石納税協会
★ご希望の方は、予め予約をお願いいたします。
★事務局での指導はできませんので、ぜひご利用ください。

◉確定申告説明会

日時　平成26年１月24日㈮　午後１時30分～３時
会場　明石納税協会
講師　明石税務署　担当官

旬の魚 海苔 －のり－

第３回

明石は全国でも有数の海苔の産地です。

海苔は一年中販売されていますが、生産は12月から５月初旬にかけて行われます。

生産がはじまり、最初に刈り取られる海苔は「新のり」や「初摘み海苔」と呼ばれ、柔らかく口に入れるとすぐに溶けて、旨み・香りが一気に広がります。浜では12月の「新のり」は冬の訪れを告げる風物詩となっています。

JF 兵庫漁連　提供

正解　第１問　B　第２問　C　第３問　B　第４問　C